

東亞經濟論叢

第 一 卷 第 一 號

昭 和 十 六 年 二 月

創 刊 號

(禁 轉 載)

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について……………	文學博士 加藤 繁
中國金融の特殊性……………	經濟學博士 小島昌太郎
支那農村の包稅制度に就いて……………	經濟學博士 八木芳之助
現代支那社會論……………	文學士 小竹文夫
支那に於ける米の流通機構と其の流通費用……………	經濟學士 天野元之助
墨家の經濟思想……………	經濟學士 穂積文雄
領用制の進展……………	經濟學士 徳永清行
東亞食糧問題と食糧慣習……………	經濟學士 大上末廣
買辦制度……………	經濟學士 鈴木総一郎
支那に於ける教會の社會性……………	經濟學士 澤崎堅造
支那紡績業に於ける勞働請負制度……………	經濟學士 岡部利良
中國に於ける聯合準備制度について……………	經濟學士 熊本吉郎
佛領印度支那の財政……………	經濟學士 島本融
東亞廣域經濟の貿易政策……………	經濟學博士 谷口吉彦

書 肆 有 斐 閣 發 賣

支那農村の包税制度に就いて

——特に河北省の包税制度——

八木芳之助

は し が き

昨夏中支及び北支へ旅行し、河北省順義縣の牛欄山鎮に一泊し、翌朝その朝市を視察したが、二十支里範圍内の農民が二、三百人それ／＼自家で生産した麥、粟、高粱、蓆等を驢馬に積んで持參し、街道の兩側に列らべて同地の糧棧の手代と取引してゐた。而してこの取引は現金取引であるが、取引が成立すると徴税人が直ちに賣手たる農民から賣價の五%、買手から其の一〇%の雜牙税(取引税)を徴收する。この徴税は包税制度(請負徴税制度)によるもので、徴税人は徴收した税金に對し、納税者に收據(領收書)すら渡さない。また納税者たる糧棧も農民も之を當然のこととしてゐる有様であつた。この包税制度に深い興味を感じたが、その後この包税制度に關する若干の資料を入手したので、支那、特に河北省の包税制度に就いて紹介することとする。

一 賦税の征收方法

支那、特に河北省に於ける田賦その他の税金の征收(徴收)方法には左の如き各種のものが認められる。

(1) 自封投権 これは最も普通の方法であつて、これは省令に遵照してのものである。即ち征糧處を縣政府に設け、納税期には人民が自ら金錢を携行して納付し、第三者の手續を経過しないものである。

(2) 原則上はやはり自封投権であるが、郷長が催征(納税の督促)及び代納の責に任ずるものであり、昔の里書(社書)の如きものである。

(3) 社書の名は依然存するが、催征及び包收(徴税の引受)の責は之を負はず、別に政務警を以て之に代らしめるもので、この方法では社書の負ふ責任は、紅簿(糧冊)の編造と過割(轉戸)の經理とである。政務警察が社書の職務を代行するといへ、花戸(納税者)に向つて直接催征せず、たゞ各村の村役(地保)に向つて催討(納税の督促)し、村役から更に花戸に納税の督促をなすものである。

(4) 社書制 この社書制のうちには尙ほ前清時代の辦法を沿用してゐるものがある。社書には薪給がなく、過割の時毎畝約一角の過割費をとるが、之が社書の唯一の收入である。この外、交糧(稅收を官に納める)及び催糧の旅費、宿泊食費等は皆自辨である。社書の人員は一定して居り、全縣を若干の社に分ち、毎社に一人の社書が縣長によつて委派される。社書は同郷人たることを各縣の不成文法とする。

(5) 包封制 田賦開征のとき、縣政府は各郷の花戸の串票(領收書)を先づ發行して、之を各郷の郷長に分給す

支那農村の包税制度に就いて

第一卷 四五 第一號 四五

1) 地權が移轉すれば、田賦の負擔も之に隨つて移轉する。この種の田賦負擔の移轉を辦理する手續を過割といふ。

る。郷長が串票を受取ると、短期間にその郷の糧銀(田賦)を集めて縣へ送付すべきものとする。一時に集らないときは、郷長が暫時立替へ、然る後更に各花戸に督促をなすものである。²⁾

以上の五種は主として田賦の征收方法であるが、更に牙税や雜捐の征收方式には左の如きものがある。

(6) 招商承包 これは競争入札の方法で、牙税や雜捐の徵收を私人に請負はす辦法である。

(7) 各機關の自征 この各機關の自征辦法には二種の方法がある。その一は包商(税金を請負徵收する商人)より用款機關(その稅收を經費として使用する機關)に直接送付して、財政局の手を経ないものであり、他は用款機關が直接人を派遣して征收する方法である。

(8) 各行商の認繳 之も各縣通行の方法であるが、同時に一個の非科學的辦法である。^(註)この種の辦法では征收率の定めがなく、また征收の標準もない。只毎年若干の錢を納めるのみである。肉捐(肉税)の如き、賣肉商によつて認繳(納税を引受ける)し、數目は縣政府によつて定められるが、賣肉商の同意をも得ることとなつてゐる。また舖捐(營業税)は商會(一都市の商人團體)より認繳し、商會の經常費から支拂ふものとする。

(9) 隨省款附征 これは省款(省經費)に隨つて附加される地方捐にして、包商によつて徵收される場合が多

5³⁾

支那、特に河北省に於ける田賦その他の税金の徵收方法は上述の如きものであるが、この小論では主として第六の招商承包たる包税制度を研究の對象とすることとする。

2) 樂永慶、河北省十一縣賦稅概況(經濟統計季刊、第二卷第三期、民國二十二年九月) 六三三頁乃至六三五頁。

註) 認繳は、その地方の當業者の團體たるギルド又は商會(都市の商人團體)に於て、團體員の爲めに一定の稅額を請負ふものである。この形式の請負制度

二 包稅制度の沿革と其の現狀

河北省に於ける包稅制度の普及は、晋系（閻錫山派）の掌政時代に始まつたが、各縣が包稅制度を實行したのは既に早くからである。某縣の如き清の咸豐朝時代に既に之を施行した。當時牲畜の經紀（仲買人）となる手續は甚だ簡單であり、凡そ經紀となるには、先づ「認狀」（引受狀）を書き、信賴すべき保證人三人を立具した保狀（保證狀）を準備して、縣知事の批准を経て、諭帖（認可狀）を得れば、集（市）に赴いて、評牙（評價）して徵稅する。その諭帖の内容に至つては、時代により多少の差異がある。光緒朝中年に於ける諭帖の内容は次の如くである。即ち「凡そ牲畜の買賣にありては、務めて公平に評價し、例に照して手数料を徵すべし。若し稅務を包攬（請買ふ）して濫に散牙（下請買）を用ゐるの情事及び行規の攪亂があれば、必ず斥革（免職）す。……並に保人の名義によつて追罰して決して許さず」となつてゐる。光緒末年の諭帖の内容は多少變更して、「某々（地方名）の牲畜經紀某々の心得ふべきこと左の如し。抑も城鎮等の處は牲畜集市し、商賈雲集す。凡そ牲畜の買賣あれば、務めて公平に評價し、稅用（手数料）を抽收すべし。稅銀を偷漏し、行規を攪亂し、慣例を亂すこと勿れ。若し集市の公務に關するものありては、舊章に循照して辦理すべく、毫も違抗あるを得ず。之を以て諭飭す。……」となつてゐる。牲畜の經紀がこの諭帖を得て、市に赴いて、佣錢（手数料）を抽收する。稅率は二分又は三分とする。經紀の年納する請負稅額、各集鎮の納める數目は、固より同一ではなく、同一の集鎮でも年代關係によつて差異がある。某莊の如き、咸豐二年から光緒三十三年に至る期間内では、縣公署に毎月錢七吊を繳納し、光緒三十四年五月より

支那農村の包稅制度に就いて

第一卷 四七 第一號 四七

3) 樂永慶，上掲論文，六八九頁乃至六九一頁。
に就いては、この小論では之に觸れないこととする。

民國三年末に至る期間では、毎月大洋十四元を納め、以上を均しく一ケ年を十ヶ月に按じて、攤交(割賦支拂)し、正藹兩月(一月と十二月)を無稅とする。民國四年以後は一ケ年に二十元を減稅し、年額合計百二十元を十二ヶ月に平均して攤交した。⁴⁾

民國三年に縣公署が改組されて、行政公署となつた後は、各縣の稅務は次第に商を招いて包辦(包稅)せしめることとなつた。民國十四年度から河北全省縣の雜牙稅の徵收には、投標方法によつて招商承包(包稅)せしめることとなつた。この包稅制に關しては、河北省政府が相前後して、「河北省招商承包捐稅通則」十五個條、及び「河北省各縣包商經收稅款取締規則」八個條を頒布した。茲に其のうちの重要なる若干の條文を借つて、この包稅制度を説明しよう。

「本省の稅捐は省政府財政廳の委派する官吏を以て徵收するを原則とする。但し必要の時は商を招いて承包せしめることを得る。」「承包の期間は一年を以て限とし、會計年度に應じて七月一日より次年の六月末日迄とし、中途で退包するを得ない。」「捐稅の承包は若し二人以上が之を請願する時は、投標を以て之を決する。」「捐稅の承包を認可された者は、全年の包額に按じて十分の二の保證金を預交(前納)すべきものとし、承包の期限が満了するときは數に照して之が返還を受く。」「捐稅を承包せる者は、毎月徵收する捐稅を分月解款表(月割交付表)に照して、翌月五日迄に財政廳に交付し、該廳は調査の上之を領收する。若し不足、滯納があれば、舖保(商人である保證人)が責任を以て辨償すべきものとする。」「稅捐を承包せる者が貨物の漏稅を發見すれば、一面財政廳に報告し、一面管轄の縣政府或は公安局に送達して辦理し、私に處罰するを得ない。」「稅捐を承包せる者が規定に反

4) 王志信、河北省之包稅制度(政治經濟學報、第三卷第三期、民國二十四年四月)五三一頁乃至五三二頁。

して浮收(餘分に徴收する)し、或は漏税せる商民に對して擅に處罰する時は、浮收せる金額或は私罰せる金額を返還せしめる外に、その金額に應じて一倍乃至十倍の罰金に處する。」「包商が稅款を經收するは、包定の區域を以て限となす。」

この承包人の決定に關して投標を用ゐるのは、主として商人の競争心を喚起するためである。競争關係によつて包額(請負額)が増加され、その運用が宜しきを得れば、政府の收入を増すことが出来る。且つまた稅務に關して政府が永く同一の商民に包收せしめるときは、政府方面では受賄の可能あるを免れず、また包稅者は更に壟斷の嫌を免れ難い。投標辦法の施行後は、商人には皆競争心があるから、各人は其の利害を以て標額を託入して、開標時に得標(落札)しようと圖る。かくの如くにして包稅者は壟斷の弊を免れ、政府にもまた受賄の嫌が減じる。併し競争入札の建前は宜いが、之を行ふこと日久しうして弊害の生ずるを免れない。

毎會計年度開始の三、四ヶ月前に、財政廳は各縣に對し該年度に於ける各項稅捐の承包方法と最低標額とを通令する。縣政府は此の命令に接すると、縣の事情を斟酌して、該縣各項稅捐の招包方法、各項章程の摘要、投標期日及び最低標額を、投標期前に廣く布告して週知に便ならしめる。番に本縣の城郷各集鎮竝に繁盛の村莊に遍く張貼するのみならず、また隣接の各縣城の通衢にも一枚づゝの張貼をなす。投標期日の公布後は、「資本充足、信用素著之商號」或は「家道殷實、信用素著之商人」は、本縣人たると否とに論なく、均しく投標三日前までに、殷實な舖保(商人たる保證人)を具へて、指定處所(即ち縣政府)に赴いて、届け出る。若し舖保を具へることが出来なければ、規定の最低標額の十分の一を押標金として納付すべきである。同時に收據(領收證)を受取り、投

標期日に投標籤と引換へられる。この押標金は得標した後は保證金に振替へられるが、若し得標しなければ其の全額が返還される。併し正式に届け出て、投標しなければ全額を没收される。

投標日になると、縣長が全責任を以て主持し、各項の官員が立會ひ監督する。投標人は左の投標籤に必要事項を一々記入して、備へ付けの標匭(入札箱)内に投入する。

6) 式様の籤標投

籤標投捐税		包承		
數認 目包	職 業	住 址	籍 貫	姓 名

投標が終れば、直ちにそれを開標して、最低額を超過する最高投標者を落札者とする。この最高額のものが二標以上あれば、抽籤で落札者を決定する。若し一回の投標で最低額に達しなければ、二回以上の投標をやらす。さて落札者は、五日以内に「承包書」(包税の引受書)を作成し、殷實な舖保二戸以上の保結(保證書)を具へ、標額の十分の二に相當する保證金を縣政府に差出し、財政廳より「牙帖」(免許籤札)を得て、始めて正式の包税人となる、この承包書の一例を左に示す。

承包書を具へる劉某々は當年五十一歳にして、某々縣人に係り、北街に住す。今、章に遵ひ、某々縣の屠宰税を承包するを

6) 籍貫は本籍、住址は現住所である。

願ひ、茲に引受けたる包額及び納金の方法を一々列記して、具へる所の承包書は是れ事實である。

即ち

一、某々縣民國十九年度の屠宰税を承包し、包額は大洋三千一百零七元とす。

前項の税金は均しく十二個月に従つて平均分納し、後記の月割に照して納付す。

二、十分の二の保證金たる大洋六百二十一元四角を納付す。

前項の保證金は包期の満了する最後の二箇月に納付すべき税金に之を振替へることを許す。

一、包額の十分の八の擔保に某々街南某々街北に開設する殷實なる舖保某々の資本五千元合計資本大洋七千元を準備する。

前項の舖保は税金の完納を俟つて始めて責任の解除が許される。若し滞納があれば、異議なく立替へて交付し、或は舖産を差押へ競賣して辨償する。

一、月に按じて交付すべき税金は、即ち（十九年七月より二十年四月に至る十個月は毎月大洋二百四十八元五角六分を納付し、二十年の五、六月は各々大洋三百十元七角を納付す）。

前項の税金は毎翌月の十日以前に納付することを許す。若し滞納があれば、舖保が立替へ納付する責を負ふものとする。

即ち承包書には包商の姓名、年齢、本籍、住所、承包せる税務の種類、請負ふた一ケ年の税金額、舖保の屋號、納付済の保證金額、月割納金方法等を記載する。納付した二割の保證金に就いては、法文には承包期の満了に際し、之を返還することを規定してゐるが、實際上は最後二箇月の支拂ひに振替へる。得標人（落札人）が期限内に保結を具へず、保證金を納付する能はず、又故意に退包した時は、引受けた包額に照して十分の一乃至十分の三の罰金に處することが出来る。若し得標人が此の罰金を延引して納めないならば、舖保をして代納せしめる外に、得標人の資格を取消し、次點者に落札せしめる。次點者の包額が最低の標額に達しないときは、別に招包（承包人を募集する）を行ふこととなつてゐる。

包商の備へる舖保は、他人が出資開設してゐるものに限る。包商自身の出資開設する商號は、その本人の舖保に充てる事を得ない。この項の舖保は本縣の殷實な商號に限る。但し甲縣の商民が乙縣の稅務を承包して、舖保を取得し得ない時は、先づ一ケ年の包額の半を納付して、殘餘を月割で六ヶ月間に全部納付すべきものとする。

縣政府が投標を完了すれば、その經過事情、得標人の姓名及び包額を財政廳に報告して、備案(登錄)を請求し、また徵收の開始に便するため「牙帖」の發給を請求する。牙帖は財政廳が之を制定頒發する。それは三聯式のもので、財政廳、縣政府及び包商が夫々一聯を保管する。毎種の稅務に牙帖一張を用ゐ、それには承包の姓名、包商の姓名、包額、有効期間及び徵收區域等の事項を記載する。牙帖の交付には毎張十元の手數料が徴せられ、財政廳と縣政府が夫々五元づゝを取得する。この牙帖の様式は左の如くである。⁷⁾

中華民國十九年の牙帖の様式

牙	帖
<p>河北省財政廳は牙帖を發給する事の爲めに、茲に某縣の呈報に據り、何々牙稅は商を招いて投標し、之を請負はしめるが、商人某々の入札金額たる大洋 元は最高額なるを以て、承包を許可し、その包期は中華民國 年 月 日より 年 月 日に至つて滿了。牙帖を發給して營業せしめる證據として牙帖を所持すべきものとす。</p>	
<p>包商 舖保</p>	
<p>中華民國 年 月 日 この一聯は牙行(仲買人)に交付して所持せしめる。</p>	

7) 王志信, 前掲論文, 五三三頁乃至五三七頁。
8) 李景漢編, 定縣社會概況調查, 五二二頁。

包商が徴税する時には、「牙夥」(包商の使用人)を設けることが出来る。その人数には制限がなく、包商が自ら之を選定するもので、官廳は之に干渉しない。但し牙夥一人を設ける毎に、財政廳に牙夥執照(鑑札)を請願し、洋一元の手數料を納める。この牙夥執照の様式は左の如くである。⁹⁾

式様照執夥牙の年九十國民

執 照	
<p>河北省財政廳は執照を發給する事の爲めに、茲に某縣の呈報に據り、何々牙税を商人某々に由つて、落札請買はしめ、某々を選定して牙夥と爲し、執照を發給して帮辦(手簿)せしめる證據として執照を所持すべきものとす。</p>	<p>中華民國 年 月 日</p> <p>この一聯を牙夥に交付して所持せしめる。</p>

包税を引受けた商人が、諭帖を受ければ、章則の規定に照して、自から徴收すべきものとし、他人に之を轉包するを得ない。併し實際は、包商が慣例に従つて全縣を若干區域に分つて、請負ふた税務を夫々若干の商人に分包(下受)せしめてゐる。所謂「總標」と「分標」とは之である。分標商人は月々の稅收を總包商に送付し、總包商は、稅收の中から餘利を除き、殘餘を期日に縣政府に納付するのである。分包商人は包商から執據(免狀)を受けて證據とする。この執據の一例を左に掲げよう。¹⁰⁾

某縣全域の油肉秤行包商事務所は、承租執據を發給する事の爲めに、今、劉某・杜某の紹介に據り、某縣本城の肉舖を李某に租與して、承租せしめ、二十一年七月一日より二十二年六月末日に至る一ケ年を期限とする。その價は大洋六百五十元と言明

支那農村の包稅制度に就いて

第一卷 五三 第一號 五三

9) 李景漢編, 上掲書, 五二二頁。
 10) 王志信, 前掲論文, 五六〇頁。

する。章に照して先づ一半の税款(税金)を交付する外に、其餘の一半は兩期に分けて之を納付する。竝に殷實の舖保を具へて、期に臨んで税款を交付して誤らない保證とする。定章に遵照して百分の三の税用(手数料)を徴收する以外に、度量衡檢定分所の經費百分の四を附加し、其餘は一文をも浮收(餘分の徴收)するを得ない。執據を發給して證となすこと件の如し。

紹介人 劉某某

總經理(總支配人) 杜某某

中華民國二十一年七月一日

包商が税款を徴收する時には、包定區域内に於て、法定税率規章に従つて辦理しなければならぬ。若し浮收や勒索(無理やりに取る)の事が發覺すれば、其の額だけ返還せしめる外に、更に其の額の十倍以下の罰金を課する。其の狀情の重い者には、保證金を沒收し、包商の資格を取消す。包商が税率を減じて招徠(取引を誘ふ)し、又は隣境を侵越して税收するときは、侵越の税收は之を返還せしめると共に、減じた税率に照して五倍以下の罰金に處する。包商の違法は固より之を處罰するが、商民の漏税もまた之を議懲する。唯包商が税款を偷漏する商民を發見した時は、縣政府に呈請して法規に照して處分し、擅に自から處罰を加ふるを得ない。若し擅に處罰すれば、その正當なると否とを問はず、その課した罰金を縣政府に返還せしめ、更にその額の十倍以下の罰金に處する。かくの如く種々の罰則規定が設けられてゐるに拘らず、官民ともに相習ふて、法を視ること草芥の如く、私利を營むものゝ現れるのは、從來の支那社會の通弊であつた。¹¹⁾

河北省の各縣が施行する包税制度の税種は、多くは牲畜税、屠宰税及び牙雜税の三者に係るものである。茲に

11) 王志信, 前掲論文, 五三八頁。

参考として同省靜海縣の實施する包稅の稅種及び包額を擧ぐれば、民國二十二年では左の如くなつてゐる。

第一表 靜海縣の包稅の稅目と包額¹²⁾

包種	包期	包額		包商	備考
		正款	附款		
屠宰稅	民國廿二年度	四、一〇〇・〇〇元	四〇〇・〇〇元	孫某々	民國五年度より包稅割を實施す
牲畜稅	同	六、五二八・〇〇	四〇〇・〇〇	閻某々	民國三年より包稅割を實施す
斗行 ¹³⁾	同	一五、七八九・〇〇	一、四三三・〇〇	孟某々	民國十四年度より包稅割を實施す
鮮貨 ¹⁴⁾	同	四、三九八・〇〇	九七七・〇〇	王某々	同
大木 ¹⁵⁾	同	一、九四三・〇〇	四八二・〇〇	張某々	同
油肉秤行	同	七、四五〇・〇〇	九一七・〇〇	孫某々	同
船牙行	同	二、五九一・〇〇	二九四・〇〇	陳某々	民國十五年度より包稅割を實施す
牲畜牙行	同	二、五六四・〇〇	六八〇・〇〇	閻某々	民國十七年度より包稅割を實施す
菸酒牌照稅 ¹⁶⁾	民國廿三年度	一、九〇八・〇〇	—	何某々	民國十七年度より包稅割を實施す

三包稅制度の利弊

凡そ百般の事務は十全を期し難く、利弊の相生することは、影の形に隨ふ如くである。包稅制度は競標關係に

支那農村の包稅制度に就いて

12) 王志信, 前掲論文, 五四一頁乃至五五〇頁の諸表より引用。
 13) 斗行は穀物商 15) 大木唐行は材木唐商
 14) 鮮貨唐行は青果蔬菜, 麻商 16) 菸酒牌照稅は煙草, 酒, 營業認可證稅

よつて税額の増加を期することを得る。包税制度は財政収入について論ずるならば、確に政府に有利である。一例を河北省定縣の牙稅收入にとるに、未だ包税制の採用されなかつた民國四年度より十三年度に至る十個年間で、毎年の牙稅收入は牙帖捐と合せ計算して、最高の年でも三千元を超過しなかつた。然るに包税制が實施された民國十四年度より二十三年度に至る十個年間で、該稅收は最低の年で三千七百元以上、最高の年で一萬元以上に達してゐる。¹⁷⁾併し包税制の下では、稅收が固定してゐて、急激なる經費の膨脹に稅收を伴はしめない憾がある。包税制の實情を考察するに、寧ろ其の弊は其の利よりも大であると思はれる。従つて包税制度の弊端を窺ふこととする。

(一) 投標の内幕 包税者の選定に投標を用ゐるのは、競争によつて包額の増加、ひいて稅收の増加を圖るにあるが、同時に之によつて包商の固定化を阻止しようとするにある。従つて包期が滿了すれば、投標を行ふべきであり、之には毫も疑義がない。然るに縣政府方面では情實に囚はれて故意に投標期を遷延して、原包商に續包せしめようとする。甚だしきに至つては、商人が投標を呈請しても、縣長は伴つて、「今もし別に投標を行へば、稅款が必ず果して能く増加するか否かを保し難い。たとへ増加するにしても、得標人が殷實であるか否か、稅款を滞納しないか否かを保し難い。……」と答へ、財政廳へは「原商に包辦を許すのが、比較的妥當である」と報告する。

また投標前には、城郷の各集鎮並に繁盛の村莊に貼札(びら)を張つて布告し、招標の稅目、投標期日及び地點を諭示すべきである。然るに此の布告は、僅に縣公署前の掲示板及び四方の城門に貼るのみで、城門外の諸方に

17) 馮華德、河北省定縣的牙稅(政治經濟學報、第五卷第二期、民國二十六年一月)三〇九頁。

及ばず、或は夜間に貼つて、翌朝直ちに撤去するものあり、甚だしきに至つては、布告文を作成して記録に留めるのみで、實際には之が布告を實行しないものさへある。この種の隠情は、既に能く財政廳の知る所であり、之に關して再三訓令を出してゐるが、併し公開の秘密となつてゐることは甚だ明白である。更に既に招標を公布し乍ら、投標前に舊商に續せしめるものもある。かくて包税を一定人に繼續させ、縣長と包商との間に不正が行はれる。事實、包税は豪紳の把持するところであり、「毎投標期が近づくと、土豪(舊包商)は即ち一面では流言を散布し、投標を運動する者には、武力を以て對峙すると謂ひふらし、他面では續包を運動し、原標額に按じ、二割を抽分して、一割を縣官に酬謝し、一割を土豪の自酬とする。」また投標に際しては、投標者間に前以て落札の協定をなし、相共に利益を謀ることがある。例へば民國二十三年七月の高陽縣に於ける菸酒牌照税の包税投標では、四人の投標者が協定して、低く投標して利を謀つた。即ち當時の縣政府の表示した最低標額は千九百〇五元であつたが、王・蕭の二人は千九百〇六元に、張は千九百〇七元に、何某は千九百〇八元に投標し、何某が最高で落札したが、その差は一元づゝで、何某は落札の後、洋百元を出して張・王・蕭の三人に酬むたのである。

更に投標規則では、包商は股實の舖保兩家以上の保結を具備すべきこととなつてゐる。而して舖保が果して股實であるか否かは、承保前に縣長が審査すべきものとする。然るに包税者は大抵皆市儉者流(すあひ仲間)の人物で、毫も信義がないから、股實にして守正の商號は多く之に關與しない。従つて股實の商號は、保證人となるを欲しない。而して縣長も舖保の身柄を詳査しないから、結局小資本の商號や包商の夥友(番頭)が、舖保となる有様である。かく包商は多くは既に信義を顧みない市儉であり、舖保もまた資本の微小なる商號であるから、毎年

の税款には必ず拖欠(滞納)が生ずるのである。¹⁸⁾

(二) 包頭の流弊 包商が一縣の某税款の徴收を請負ふた際に、その徴税區域が一縣の全區域に及ぶときは、包商一人で徴收するには地域が餘り廣すぎる。若し多人數を雇傭して各地へ派遣するときは費用が莫大となり、また隱瞞や中飽(不正なコミッション取り)が行はれる機會が多い。そこで包商は、有利な地域だけを自ら徴收し、その他の地域は數區に分ち、夫々重價を以て之を他人に分包して、餘利を圖る。分包商人は或る一地域の某税を包得した後は、恒に更に、高い價で、各村莊毎に零包(零細の下受)せしめる。この種の轉軛たる分包は、幾重にも剝削する方法であり、分包地域の範圍が明晰でないために、時々紛争が起る。

各縣の招包の税目は、數種あるが、その餘利の多寡は同一ではない。餘利の多い税目には、競投が群起するが、利益の薄いものは之を顧みる者がない。従つて利益のない税目については、投標に應ずる者なく、税務が中斷するを免れない。

包商が落札して、徴收をなすが、その目的は賺利(營利)にあり、百姓は愚昧にして反抗することが少いから、包商の徴收方面にあつては流弊が多い。「牙税章程」によれば、「買賣行爲があつて、始めて牙佣を抽收し得る」のであり、その反面に買賣行爲が無ければ、決して抽佣するを得ない。然るに包商は買賣行爲が無くとも牙佣を強抽する。過路税の如き之である。某縣の「脚驢牙税」は、貨物の駄運に際し、その脚價(運賃)の三%を課するもので、本來は營業的の貨物運搬に課するものであるが、實際は農民が自己の驢驢で自己の物を運搬する場合にも課せられる。この三%の牙税の外に、驛一頭につき一角、驢一頭につき七分が徴せられ、額外に「架腿

18) 王志信, 前掲論文, 五五二頁乃至五五八頁。

費」として、毎套銅元三十四枚が徴される。

各行牙税の法定税率は價格の百分の三であり、「成三破二」として、買主が二分、賣主が一分を負擔することゝなつてゐるが、或る縣では買主が三分、賣主が二分、合計五分が徴收されてゐる。また財政廳の牙税章程には「零細なる取引にして、その納税額が一角以下なるものは之を免稅とす」との規定があるが、之は殆ど實行されてゐない。それは各縣の牙税の徴收は、多くは集市或は廟會で行はれ、且つ此等地點での取引は極めて零細で、一角以上を納税する取引は殆ど見られないから、此等の取引を免稅とするときは、牙税收入が激減するとの理由にもよつてゐる。それどころか、零細な取引が却つて規定以上の税率を課せられることが屢々ある。之に反し、大量の商品を取引する商人は、若し或縣でそれに高率の課税がなされると、税率の低い他縣へ其の商品を輸送して取引することゝし、之によつて包商の税収が無くなるから、各縣の包商は何れも之に却つて低い課税をすることゝなる。その結果として、包税制の下では、小資本者が重税を負ひ、大資本が反つて輕税され、租税上の公平の原則が失はれることゝなる。

省税であれ、地方税であれ、徴收者は納税者に收據(領收書)を渡すべきであるが、包税制の下では、分包、零包が行はれ、個々の税収が極めて少く、收據の製作費に税収の殆ど全部がとられてしまふとの口實で、收據を發給しない場合が多い。併し其の裏面には規定以上に高い税率を課するといふ不正が行はれ易い。

包商が落札すれば包額の十二分の二を保證金として納め、その殘餘を平均して月割で官へ納めることゝなつてゐるが、月々の取引には繁閑があり、毎月の税収が確定しないから、規定通りに官へ納付することが困難となる

のみならず、毎年の税款に均しく拖欠があり、第二年度の開始後に始めて納付する場合が多い。河北省某縣の民國二十二年度末に於ける各税目別の包商の滞納額は左の如くなつてゐる。

第二表 河北省某縣二十二年度に於ける各税包商の滞納額

税 名	包 額	既納税額	既納保證金	滞納額
屠宰税	四、一〇〇・〇〇元	二、五六〇・〇〇元	九〇〇・〇〇元	六四〇・〇〇元
牲畜税	六、五二八・〇〇	四、一三三・九二	一、三八五・六〇	一、〇二八・四八
斗行税	一五、七八九・〇〇	八、六四一・二二	三、四四四・四〇	三、七〇三・三八
鮮貨麻行税	四、三九八・〇〇	二、六五八・四〇	一、〇七五・〇〇	六六四・六〇
大木蔴行税	一、九四三・〇〇	一、一六六・四〇	四八五・〇〇	二九一・六〇
油肉秤行税	七、四五〇・〇〇	四、六二一・二八	一、六七三・四〇	一、一五五・三二
船行税	二、五九一・〇〇	一、六一一・二〇	五七七・〇〇	四〇二・八〇
牲畜牙行税	二、五六四・〇〇	一、五三二・一六	六四八・八〇	三八三・〇四
總計	四五、三六三・〇〇	二六、九〇四・五八	一〇、一八九・二〇	八、二六九・二二

茲に包商が税款を滞納する主たる原因を擧ぐれば、左の如くである。

(1) 包商が殷實でない。包商の多くは市儈の徒であり、その包税を引受けるのは、利を謀つて、糊口養家に資

するためであり、投標のときは落札のみを願つて標額を妄に高め、將來能く之を納付し得るか否かを顧みない。

(2) 胥吏の中飽 各縣政府の改革の時、便宜上その政務警察は昔日の衙役を以て之を充當した。此の輩は稅務に對し催繳(納入督促)の責を負ふが、征收の權がない。包商の多くは此の理を明にせず、稅款は其の代納に之を委する。この一轉手の間に、稅款が中飽される。

(3) 減收の口實 年度の終了、或は包期の満了後、包商は普通の稅收を擧げたのに拘らず、凶災があり、損失を被つたと稱して、減額納付を要求して、全額を納めない。

(4) 分包の滯納 分包商も納期となつて、包商の故智に習つて、凶災を口實にして稅款を納めないから、勢ひ包商の滯納となる。

(5) 包商の挪用(流用) 包商が稅金を請負ふ主なる目的は營利であり、その生活を維持するにある。時として自家の收入が減縮して、費用が不足すれば、往々にして稅款を流用する方法に出る。尙もし包商が不良の嗜好に染まれば、稅款の流用が必然的に起る。

(6) 官員の隱沒 包商が官府に納稅するも、官員が時として之を隱匿して報告せず、私囊に没入して、包商を欠稅者とする¹⁹⁾こともある。

かくの如く包稅制度の下では、包商が滯納して、豫期の如く政府に稅收が得られず、ために政務を廢弛せしめることが屢々ある。

(三) 稅務訴訟の不經濟 包商が徵稅を請負ふのは、營利を圖るためであるから、一錢でもより多く徵收せん

支那農村の包稅制度に就いて

第一卷 六一 第一號 六一

19) 王志信, 前掲論文, 五五八頁乃至五六九頁。
樂永慶, 前掲論文, 六七八頁乃至六八三頁。

として、苛細を極め、納税者との間に紛糾を惹起し、訴訟となることが多い。従つて包税制下では税務訴訟が屢々現はれ、極めて不經濟となる。而して訴訟手續は常に紛繁なるのみならず、包商は嫌惡する者に對しては之を妄に訴へることも屢々ある。

包商が税務を請負ふた後は、轉輾分包することは上述の如くである。此等の分包商人は法律上毫も根據がなく、納税者の違抗、或は偷漏を發見するも、直接之を縣政府に訴へることを得ない。若し分包商人が此の理を辨へず、冒然訴訟を提起すれば、必ず駁斥される。従つて分包商人が納税者の違抗偷漏を發見すれば、必ず先づ總包商に申告し、總包商から縣政府へ之を訴へることとなる。茲に於て縣政府が漏税者を始めて處罰する順序となる。總包商は各分包商から分包の税款を受取つた後、始めて縣政府へ税款を納付するのである。若し分包商人が理由をつけて拖欠し、遅れて交納しないならば、總包商は處罰を免れるため、また税收を得るため、滯納せる分包商を縣政府に訴へるのである。斯くの如く轉輾として訴訟を提起し、その手續は紛繁に過ぎ、常に金錢及び時間の損失を蒙るのみならず、行政の效率にも大なる影響を及ぼすものである。而して此の訴に關しては、書吏が各種の訴訟小費を勒索するものである。²⁰⁾

四 包税制度の改革

包税制度には以上の如き弊害を伴ふものであるが、民國二十一年に財政整理委員會が北京に設立されるや、専ら財政上に於ける收支整理の計畫を樹て、また包税制度を以て財政原理に合致せざるものとして、河北省の財政

20) 王志信，前掲論文，五七三頁。

廳をして官收に改めるやう籌議せしめた。茲に於て財政廳は一方に於て各縣包税の實情を調査して該委員會に報告すると共に、他方に於て各縣をして官征と包商制との利害得失を調査報告せしめた。寶坻・豐潤・饒陽・吳橋の四縣は、官征は包税よりも優つてゐると回答したが、その他の諸縣は皆官征は包商の宜しきにかすと回答した。此等の諸縣が包商を官征に改めることを便としない理由は、大體次の如くである。

(1) 牲屠等の税は極めて零細であるから、その徴税は容易でない。之を放任するときは、悉く偷漏し、稅收が不足する。干渉せんとすれば役員數が寡少で、經費が不足し、勢ひ必ず困難に陥る。

(2) 包商が征稅するには、中國の商業經營手段を用ひ、收入支出は輕微の金額と雖も必ず之を争つて取り、極微の金錢でも之を追求することを目的とする。之は内情を洞悉せる者でなければ知るべくもない。總て征吏專局の能くする所ではない。

(3) 牙稅といふ稅目では、稅は牙(仲買人)より出で、牙があつて、然る後に稅がある。現在の牙稅は包商に歸するとはいへ、牙夥(仲買人の仲間)は依然として存在し、牙が抽佣(手数料を取る)するのは、依然として舊慣によるのである。若し收稅して牙を設けなければ、牙稅の本旨は全然失はれ、商人は之を貨物稅となし、牙稅たるを認めない。之によつて紛糾が擴大して、事が順調に捗らない。

(4) 包商時代には大包・小包が轉輾分包し、人數が極めて多く、皆この微少の利益によつて、生活してゐる。一旦改めて官辦に歸するならば、失業者が急に増加し、生計が逼迫して、勢ひ必ず雷同して破壊せんと謀る。

(5) 包商は皆郷土を熟知してゐて、征稅の時、納稅者を探索するのに、費用を要しない。然るに若し官征に

改めるならば、事情が知悉しないので、有らゆる處に不便が起るのを免れない。若し納税の偷漏を杜絶せんとすれば、検査員を増員せざるを得ず、その支出額が豫測出來ず、收支相償はざるに至ることは當然である。従前、舊包商が満期となり、新商が未だ確定しない際に、縣署によつて暫時代征したが、滞納が甚だ多く、徴收した税額は僅かに征收人員の車飯費を償ふに過ぎなかつた。

(6) 包税制度の行はれること既に久しく、相沿ふて慣習となり、商民は之を以て日常の茶飯事としてゐる。支那の民情としては、既成の制度に甘んじてゐるが、新しいことには協力し難い。一旦、包税制を徹底的に改革せんとすれば、啻に地方に誤解を惹起するのみならず、包商は生計に關する所として、暗中煽惑し、以て稅收を阻撓するを免れ難い。

財政廳は各縣より包税制度に關する意見を徴したる後、「本廳によつて詳細に調査したるに、それは實際に相違ないことである。従つてこの改制問題は實に深長な考慮の必要がある」となし、「それ税制の改善と稅收の確保とは兩事に屬し、一時に並舉するを得ない。地方の實在情形に就いて論ずるならば、改制は尙ほ暫時之を稍延ばし得るも、歳入の維持は、實に一刻も之を忽かせになし得ざる重要事である。目前の計に應ずるためには、唯暫らく包商によつて收稅せしめ、歳入に缺くる所なからしめ、現状を維持すべきである」との結論に達した。河北省の財政には既に斯くの如き困難があるから、財政整理委員會が再三包税の改制を訓令したに拘らず、歳入の維持を圖るために、依然包税制度を施行してゐる。²¹⁾

包税制度には弊害が多々あるが、一舉にして之を廢止して、官收に改めることも困難なる事情にあるから、先

21) 王志信、前掲論文五七六頁乃至五七九頁。

づ包税制度の弊害を成るべく少からしめることを圖る必要がある。この方法として王志信氏は次の如き提案を示してゐる。

(1) 投標に際して先づ布告すべきこと 包税の施行辦法は投標に際して、商民の競投を求め、税額の増加を圖るに在る。投標前に廣く布告して、週知に便ならしめ、商民をして投標の機會を得せしむべきである。この種の辦法は規章中に明文の規定があり、毎投標時には財政廳が必ず嚴切に訓誡する處である。然るに各縣は必ずしも之を遵守しない。故に今後は投標一ヶ月前に遍く布告し、また新聞紙上に掲載して、民衆の週知に便ならしめ、一部の人の把持(獨占)を免れしむべきである。

(2) 包商の資格を確定すること 現在の包商は多くは市儉の徒であり、家道が殷實でなく、信用が素著ではない。今後は包商の身分を調査して、殷實にして信用ある者に始めて承包を認可すべきである。且つ包商たる者は、熟練にして、税務に精通せることを要求し、標價の高低に對して胸中に成算あるのみならず、また將來施行すべき征收にも、事の深淺を能く知り、妄に我儘を通さないことを要求すべきである。嘗て包商となつた新進の徒は、單に包税の有利にして圖るべきを知り、得ざれば愁ひ得れば失ふことを憂ひ、終に事をやぶり、公私その損害を蒙ることとなる。

(3) 包額は宜しく適當たるべきこと 競投をなす以上、多い方が宜しい。併し一定の制限が無ければ、その結果必然に缺損を生じ、滞納の弊を生む。故に當地に於ける取引の實狀を考察し、歷年の徵收額を對照して、豫め計算し、收税費用を除いて、一定の合理的なる標準を定めて、適當の標數を求むべきである。開標の時は、最高

額に落札すべきも、餘りに突飛なものとは之を採擇しない方がよい。此の際注意すべきは、標額を規定する時には、稅收の一部分を残して之を包稅者の餘利とすべきことである。然らざれば承包人が無くなるからである。尙ほ多收を願ふことは、包稅者には固より大害はないが、人民はそれによつて受ける病が愈々深くなる。

(4) 本行(本職の商舖)によつて承辦することに改めること 従前の包稅者は包稅の稅務に明らかならず、大なる利を望んで、任意に苛斂を行ふた。最近に於ては包稅は、本行によつて承辦する者が頗る多く、その結果之を私人に委する場合に較べて、稍良好である。思ふに同行(同業)のうちでは、休戚相關し、利害が一致する。且つ商人は恒に久遠の計を考へ、私人の如く顧忌する所無きに至らない。故に今後に於ては、稅務の承包には本行の承包を以て基準とすべきである。

(5) 舖保は宜しく殷實なる者を求むべきこと 包商が落札した時には、先づ包額の十分の二の保證金を納めるが、その餘の十分の八の額は、期日通りに納付されるか否か豫期し得ないから、兩家以上の殷實なる舖保を具へて、期日通りに納款する保證とするのである。包商が期日に納稅金額の全額を納付するか否かは、實に舖保の如何に懸るものである。若し小資本を以て生業を營み、濫に保證人を充當して、缺損をすれば、雷に借に滅亡する憂あるのみならず、稅款もまた必ず其の影響を受けて、之を滞納するに至る。故に殷實にして信賴すべき者を選んで、始めて保證人に充當すべく、情實によつて、將來に患を残してはならぬ。舖保の殷實なるや否やに關しては、縣政府が管轄区域内の殷實なる若干の商舖を詳査し、之を豫め公示して、包商がその中から保證人を取るのに便すべきである。包商が其の中から保證人を取り得ないときは、管轄区域内の比較的殷實なる舖保兩家以上を

具へしむべきである。併しこの種輔號の資本額と營業狀態については、詳細に之を調査した後に、始めて保證人として許可すべきである。

(6) 押金(保證金)としては宜しく現金を求むべきこと 商民が投標の申込みをなすには、最低標額の十分の一に相當する押標金を納付すべきものとする。若し其の申込みを爲して投標を爲さないときは、その押金を沒收することが出来る。この種の押金を設けるのは、固より投標を申込んだ者をして期日に投標せしめるに在るが、また投標者の誠意たることの證據ともなる。押金を納める時に際し、票條(手形)を以て之を充當することを許すならば、故意に試めしみをやることを保し難い。故に押金としては現金を納付することを準則とし、若し悉く現金を以て納付し得ないならば、信賴すべき期票(期日拂約束手形)を用ふべきである。また投標者たる者は申込んで投標しないやうな事の無いやうに、注意すべきである。

(7) 包商の帳目(帳簿)を検査すること 包商が税務を承包した後は、其の收入と支出とは必ず帳簿に之を記載する。包商の平素の行動の表裏は、この帳簿中に含まれてゐるから、常にこの帳目を検査して、法規に照して征收してゐるか否かを監視すべきである。若し勒索、濫收をなし、納賄して私利を營むことがあれば、嚴重に懲罰すべきものとする。斯くの如くにすれば、包商の弊を爲す風習は消滅し、商民の苦痛も漸次滅除される。

(8) 弊端を嚴査すること 包税制の弊端は、大略以上の如くである。凡そ此等の弊害に對しては改善を加へるとは云へ、全然その發生を無くすることは免れ難い。故に隨時嚴重に考査すべきである。凡そ商民の投標、包商の征稅、警吏の催稅等に關しては、隨時密査すべきものとする。若し或は舞弊が發覺し、或は告發があつて、査

明して之が事實であれば、嚴に取締り、之を懲戒に付すべきである。

(9) 書吏の待遇を改善すること 各縣は經費が不足であるから、事務は之を舊日の班房(下役人)に委し、僅少の薪資を給して、包辦(請負)せしめる。班房には充裕の收入が無いから、竟に包辦した各項の事務について、勝手に勒索・浮收をなし、之より生ずる種々の暗黒は枚舉に勝へない程である。故に包税制度を改善せんとすれば先づ書吏の待遇を改善して、「倉廩實ちて禮義を知る」の心を養はしめ、自から勒索・浮收をやめるやう、その生活環境を改善することが肝要である。²²⁾

王志信氏の提案は、一應包税制度の存續は之を認め、之に伴ふ弊害を成るべく除去せんとするに在る。併し租税の徵收方法としては、官廳による直接徵收方法を採用することの必要なるは言ふまでもない。

今や東亞新秩序の建設に邁進すべき秋に際しては、舊制度の一たる包税制度は當然批判の對象たるべきものであらう。たゞ各方面に與へる摩擦を成るべく少くして、包税制度を官收に改めるためには、如何なる辦法を講ずべきか問題である。併し此等の點に就いては茲では之に觸れないこととする。

22) 王志信, 前掲論文, 五八〇頁乃至五八二頁。